

## 天童市業務委託検査規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、本市が所掌する建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の委託（以下「業務委託」という。）の適正な履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第2項の規定により行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 検査を行う職員をいう。
- (2) 調査職員 天童市土木設計等業務委託契約約款（平成21年市告示第21号）第10条、天童市建築設計業務委託契約約款（平成21年市告示第23号）第15条又は天童市建築工事監理業務委託契約約款（平成21年市告示第24号）第9条の規定に基づき指定される職員をいう。
- (3) 受注者 業務委託の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は法人をいう。
- (4) 契約担当者 市長又は天童市事務決裁規程（平成5年市訓令第2号）別表第2の規定による工事に関する調査、測量、設計等の委託の予算執行何に関する専決者をいう。

### (検査の種類)

第3条 検査の種類は、完了検査及び部分完了検査とする。

2 完了検査は、業務委託が完了した旨の通知があったときに行う。

3 部分完了検査は、業務委託の指定した部分が完了した旨の通知があったときに行う。

### (検査員等)

第4条 検査員は、本市の職員のうちから市長が指名するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、天童市職員以外の者に検査を行わせることができる。

第5条 調査職員は、当該業務委託の検査を行うことができない。

### (検査の立会い)

第6条 検査員は、検査をするときは、受注者及び調査職員等を立ち合わせなければならない。この場合において、立会者は検査員の指示に従わなければならない。

### (検査の方法)

第7条 検査は、業務委託契約書、図面、仕様書その他の関係書類に基づき、成果物の内容の確認を行うものとする。

第8条 検査員は厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。こ

の場合において、合否の判定がし難い事項については、契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

第9条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、受注者又は調査職員に対して当該検査に関する書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

(検査の報告)

第10条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、業務委託の検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この令達は、令和3年4月1日から施行する。